

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0934)

第2回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和7年10月29日 非公開

開催日時	令和7年10月29日		13時28分～14時27分
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それではお揃いになりましたので、定刻より若干早いんですが、最初に事務局の方からご報告申し上げます。 本日出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名です。 従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたし

	ます。 議事進行につきましては、■■■■部会長にお願いいたします。 よろしくお願いいたします。
部会長	それでは議題（１）特定最低賃金額の審議についてということで、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。 審議に入りたいと思いますが、その前に事務局から説明がございますのでお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 本日の議事の進行につきましてご説明いたします。 本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会での審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただくことになります。 他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。 なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室を用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。 以上でございます。
部会長	ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問等ございますでしょうか。
各委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 それでは、事務局の説明のとおりとさせていただきます。 それではこれからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。 本日は、第２回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。 全会一致ということで出来ましたら取りまとめができますよう、お願いいたします。 はじめに、労働者側委員からご意見をお願いいたします。 ■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	はい、労働側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。 まず金額提示ということですので、説明したいと思います。特定

	最低賃金についてはですね、県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より、相対的に高い水準の確保が必要だと考えています。具体的な金額については、連合群馬が集計した 2025 春闘の賃上げ額 17,910 円をですね、時給換算した 106.6 円、端数切り上げで 107 円を要求します。ここでの時給換算は、月 21 日勤務、1 日 8 時間労働と仮定し、月間の労働時間を 168 時間として計算しています。よろしくお願いいたします。
部会長	はい、ありがとうございました。 それでは、使用者側委員からもご意見をお願いいたします。はい、 委員、お願いいたします。
 委員	はい、 です。 年々申し上げておりますように特定最低賃金は不要であるというのが基本的なスタンスであります。ただ今年は改正審議の必要性ありということで合意をしましたので、回答をしたいと思います。私共がいつも中心にしております、第 4 表の②の B ランクの上昇率が 2.9%であります。この 2.9%を乗じた 30.94 円なんですけれども、端数切り捨てをして、30 円を回答いたします。以上です。
部会長	はい、ありがとうございました。 労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引き上げ額 107 円のご提示がありましたが、使用者側委員からは 30 円のご提示ということでした。 それぞれお考えがあり、ご意見はごもっともであります、ただいま 77 円の開きがあり、金額の開きが大きいようです。 労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。 それでは再び労働者側委員からご意見をお願いいたします。
 委員	はい、労働側委員の です。歩み寄りをとということですので、2 回目として、2025 年の春闘、連合群馬の集計ですけれども、製造業 300 人未満の賃上げ額が 15,275 円でした。これを時給換算をした 90.92 円の端数を切り上げて 91 円を要求いたします。

部会長	はい、ありがとうございました。 使用者側委員からもご意見をお願いいたします。
委員	はい、私共はですね、経団連の集計を参照します。500 人未満の賃上げ率が 4.35%という調査結果がございますので、1,067 円に 4.35%をかけた 46.41 円を切り捨てて 46 円を回答いたします。
部会長	ありがとうございました。 ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは、引き上げ額 91 円を提示され、使用者側委員からは 46 円が提示されております。 かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄れないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。
委員	はい、労働側委員の です。 もう少し歩み寄りということですので、先ほどと同じ 2025 春闘連合群馬の集計の中の製造業の 300 人～999 人の集計結果がありますけれども、そちらの賃上げ額が 13,421 円でした。これを時給換算すると 79.88 円ということで、端数を切り捨てて 79 円を要求いたしたいと思います。
部会長	はい、ありがとうございました。 それでは使用者側委員はいかがでしょう。
委員	はい です。先ほど経団連の 500 人未満の数字を利用しましたけれども、全体の集計ですと賃上げ率が 5.38%となっております。1,067 円に 5.38%をかけました 57.40 円を切り捨てて、57 円を回答します。
部会長	はい、ありがとうございました。 79 円と 57 円ということで、労使双方が歩み寄っていただき、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。 賃金引き上げにつきましては、年々社会的関心は高くなっており、一方で原材料費などの高騰があつて経営者の方々を悩ます要因もございますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて設定されるという性格のものとなっております。

	この趣旨をお汲みいただいた上で、更にご意見をお願いしたい と思います。 労働者側委員からご意見をお願いいたします。
委員	はい、労働側委員の[]です。 更に歩み寄りということで、今年のですね、群馬県の最低賃金の 引き上げ額が 78 円ですので、それと同額を要求いたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
委員	はい、[]です。先ほどは 57 円と回答いたしましたが、歩み 寄りのため 3 円プラスして 60 円を回答します。
部会長	はい、ありがとうございます。78 円と 60 円ということで、労使 のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の皆さま がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議がな されるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思 います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員、お願いいたします。
委員	労働側委員の[]です。 中央最低賃金審議会の参考資料の中にですね、消費者物価指数 があります。今年の 6 月の上昇率が 7.2%ということでしたので、 7.2%をかけた 76.82 円。端数を切り上げて 77 円を要求いたしま す。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょう。
委員	はい、[]です。歩み寄りということで、地方最低賃金の目安 B ランクと同額の 63 円を回答します。
部会長	はい、ありがとうございました。77 円と 63 円と、労使双方が歩 み寄っていただいております、金額の開きが縮まって来てはおります が、まだ開きがあるようです。もう少し歩み寄れないでしょうか。 労働者側委員からご意見をお願いします。

■ 委員	労働者側委員の■です。 先ほどから部会長よりお話がありましたように、特定最賃は労使のイニシアティブで合意することが望ましいということもあり、ここで一旦労使会議の開催を要求いたします。
部会長	はい。ただいま、労働者側委員から、労使による協議の申し出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。
■ 委員	はい■です。 こちらも労使で少し詰められたらと思いますので、望むところです。
部会長	使用者側委員の方からのご同意もありましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。 それでは協議のため一時休会といたします。 労使委員の皆さまが戻り次第、再開いたしたいと思います。
事務局	そうしましたら、協議をしていただきます別室をご案内いたします。
部会長	【労使協議のため休会】 よろしいでしょうか。ご協議お疲れさまでした。審議を再開させていただきます。 労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからご発言いただけますでしょうか。 ■ 委員お願いします。
■ 委員	はい、労働側委員の■です。まずはですね、労使会議の時間をいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。 結論から申しますと、いただいた時間の中で労使双方それぞれの立場で主張をしながら、金額の協議をしまして、最終的に64円で合意ができました。 次に経過について、ご説明いたします。 まず、労働側から、特定最賃についてはですね、地賃よりも一定水準を上回る必要があるという考えの下ですね、連合本部の春闘

結果 100 人～299 人の賃上げ額 12,693 円を時給換算した 75 円を要求いたしました。

それに対してですね、使用者側からは、63 円という金額で、これ以上上げられないということで、再度提示をされています。

その後ですね、議論が平行線をたどりましたので、労使が個別に分かれて協議を行うための時間を取りまして、一旦労使会議を中断いたしました。

個別で協議をして再開しまして、労働側からは 5 円歩み寄った 70 円という金額を提示いたしました。これに対し使用者側としては先ほどと考えは変わらないということで、63 円を提示されました。特定最賃はですね、労使のイニシアティブによって決めることが望ましいというところについては共通認識でありましたので、何とか一致点を見出したいという思いでですね、労働側として今度は 65 円、5 円引き下げて要求をいたしました。

これに対して、使用者側は先ほどから考えは変わらないということで、63 円という話をされましたが、もう一度ですね、お互いにもう一歩歩み寄りということと呼びかけまして、再度検討していただいた結果、使用者側から 64 円であれば合意するという回答をいただいたので、労働側としても 64 円という形で合意をいたしました。ここまでですね、使用者側委員の皆さまには真摯にご協議していただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。この結果を出せたのはですね、これまで築き上げてきた労使関係があったからこそと思っています。私からは以上です。

部会長

はい、ありがとうございます。

それでは使用者側委員からもご意見をお願いします。

委員

はい、です。

流れは委員のご発言のとおりですけれども、使用者側委員としては非常に結果として高額な金額というものにですね、非常に危惧を頂いておりまして、1,100 円を超えるということが、最低賃金ですから、世の中に与えるインパクトが相当大的いのではないかという風に考えております。その点からも、これから県内企業の鉄鋼関係の業種・業界の動向みたいなものを注視をしていきたいという風に思います。

最後に、委員がおっしゃっていたとおり、労使関係の維持の一点では合意をしたところでございますので、それと経済とはまた別問題ですから、今回はちょっとどうなるか、考えていきたいと思っています。以上です。

部会長	ありがとうございました。 ほかの労使の委員からはご意見ございますでしょうか。
労使委員	【特になし】
部会長	はい、ありがとうございます。 ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言がありまして、本製造業、鉄鋼業のですね、最低賃金をプラス 64 円ということで、時間額 1,131 円とすることで合意されたということでございます。 公益委員の方からはご意見ございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
部会長	よろしいでしょうか。 それではまとめさせていただきます。 労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見は、本製造業、鉄鋼のですね、最低賃金額を現行の 1,067 円から 64 円引き上げた、時間額で 1,131 円とするということでよろしいでしょうか。 各委員の皆さま、異議はございませんでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	それでは各側委員の皆さまの異議なしを確認させていただきました。 よって、全会一致で議決いただいたということを確認いたしました。ありがとうございました。 それでは、この後の手続きについて事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい、説明させていただきます。 全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づいて手続きを行うこととなります。 つきましては、本専門部会の報告書の案と答申文の案を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。
部会長	それでは、事務局の準備が終わるまで一時休会といたします。

事務局	【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】 【報告書（案）、答申文（案）を委員全員に配付】 報告書及び答申文のご用意できましたので、会議の再開をお願いいたします。
部会長	はい、それでは、会議を再開いたします。 事務局から、まずは報告書についてご説明をお願いいたします。
事務局	それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。 【報告書（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の皆さまに報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	はい、専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて報告することといたします。 続いて答申文につきましてもご説明をお願いいたします。
事務局	はい、本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会長名で作成しております。 答申文の案を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。 【答申文（案）朗読】
部会長	ただいま、委員の皆さまに答申文の案をご確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。

	それではご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。 【部会長から労働基準部長に答申文手交】
部会長	答申が無事終わりました。 各委員の皆さまのご協力により、全会一致で取りまとめることができました。 大変ありがとうございました。 それでは、今後の予定について事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	説明させていただきます。 ご答申をいただきましてありがとうございました。 ご答申をいただきましたことに対しまして、橋口労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。
労働基準部長	はい、労働基準部長の橋口でございます。ただいま、令和7年度群馬県特定最低賃金の改正につきまして、御答申をいただきました。 8月26日に諮問をさせていただいた以降、委員の皆さま方には、群馬県の実情を踏まえ、真摯に御審議をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。 また、労使委員の皆さまのイニシアティブにより、全会一致で決議いただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げます。 今後につきましては、特定最低賃金改正額の決定並びに発効に向けた手続きを進めるとともに、県内の労働者・事業主の皆さまを始めとした県民の皆さまへの周知をしっかりと行ってまいりたいという風に思っております。 本日は、御答申をいただきまして誠にありがとうございます。 今後も皆さま方の御支援・御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。
事務局	そうしましたら、今後の予定につきまして2点ご説明いたします。 まず1点目でございます。 特定最低賃金の効力発生日についてですが、4業種同一日とな

	っているところでございます。 従いまして、すべての業種の答申が出揃った日を起算日といたしまして、異議の申し出の公示をさせていただきます。 公示の期間内に異議申し出があった場合には、11月18日火曜日に審議会を開催いたしまして、異議の審議を行っていただく予定としております。 異議申し出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で令和8年1月1日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数につきましては限度があることから、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 続きまして2点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な修正が行われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこととしておりますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。 以上でございます。
部会長	今後のご予定についてご説明がございました。 1点目は、改正額の効力発生日は4業種同一日となっているということです。 また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいつて令和8年1月1日となるということです。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。 2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。 以上2点につきまして、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	ありがとうございました。ではそのようにいたします。 最後に、議題（2）その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。
事務局	特にありません。

部会長	委員の皆さまからは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	ご意見等ないようです。 それでは、最後に確認をさせていただきます。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
部会長	非公開事項は「無し」と確認いたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議大変お疲れさまでございました。